秋田市告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年12月23日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な
		終	点	経過地
21021	手形十七流29号線	手形字蛇野18	7番地先	
		手形字十七流5	5番地先	
21022	手形十七流30号線	手形字十七流208	番1地先	
		手 形 字 蛇 野 4	番 地 先	
21023	手形十七流31号線	手形字十七流7	4番地先	
		手形字蛇野15	1番地先	
21024	二ツ屋一丁目16号線	仁井田二ツ屋一丁目	248番12地先	
		仁井田二ツ屋一丁目2	248番7地先	
60890	新屋寿町14号線	新屋寿町319番	68地先	
		新屋寿町319番	\$88地先	
60891	新屋豊町17号線	新屋豊町464番	1 7 地 先	
		新屋豊町464	番 9 地 先	

2 縦覧期間

令和3年12月23日から令和4年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに令和3年12月29日から令和4年1月3日まで(休日を除く。)を除く、午前8時30分から午後5時15分まで